

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年6月9日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J P M 中小型株・アクティブ・ポートフォリオ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年12月9日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

・【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(1) ファンドの名称

<訂正前>

JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ(以下「当ファンド」といいます。)

(注)平成25年12月10日より「JF中小型株・アクティブ・ポートフォリオ」から変更となります。

<訂正後>

JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ(以下「当ファンド」といいます。)

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率*1は、3.15%*2(税抜3.0%)が上限となっています。

*1 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

*2 平成26年4月1日より消費税率(地方消費税率を含みます。)が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.24%が上限となります。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(以下略)

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率*は、3.24%(税抜3.0%)が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3) ファンドの仕組み

(ハ) 委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円(平成25年10月末現在)

(略)

大株主の状況(平成25年10月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

資本金 2,218百万円（平成26年4月末現在）

（略）

大株主の状況（平成26年4月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

(1) 投資方針

(八) 企業取材体制

< 訂正前 >

企業取材

PRG日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、年間延べ約2,400件*（平成24年実績）の企業取材を行い、その結果を総合的に分析して、マザーファンドの運用に反映させています。

* PRG日本株式運用チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての大型株式を含む企業取材件数の合計です。

（以下略）

< 訂正後 >

企業取材

PRG日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、年間延べ約2,500件*（平成25年実績）の企業取材を行い、その結果を総合的に分析して、マザーファンドの運用に反映させています。

* PRG日本株式運用チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての大型株式を含む企業取材件数の合計です。

（以下略）

(3) 運用体制

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

PRG日本株式運用チームは、委託会社内の組織上、「PRG運用本部パシフィック・リージョナル・グループ」に所属しています。

委託会社内の組織である「PRG運用本部」は11名で構成されており、同本部内の「PRG運用本部パシフィック・リージョナル・グループ」には10名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。同本部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記における運用に関わる諸会議で策定された基本方針を踏まえ、運用計画を策定しそれに基づき投資判断を行います。その際、PRG日本株式運用チームまたは委託会社の「PRG運用本部」に所属する他のポートフォリオ・マネジャーと意見交換した結果も参考にします。

トレーディング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析部門において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターやマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供しま

す。また、ポートフォリオ分析部門は、運用分析部門からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。

運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドライン*の遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

3【投資リスク】

（2）投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成25年9月末現在）

インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドライン*の遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。

コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

<訂正後>

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成26年3月末現在）

インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドラインの遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。

コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

4【手数料等及び税金】

（1）申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%*（税抜3.0%）が上限となっています。

* 平成26年4月1日より消費税率（以下、地方消費税率を含みます。）が8%に上げられる予定です。その場合、手数料率は3.24%が上限となります。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

（3）信託報酬等

<訂正前>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%*（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、年率1.6524%となります。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分	委託会社	販売会社	受託会社
（純資産総額に 対し）	年率 <u>0.7665%</u> （税抜 <u>0.73%</u> ）	年率 <u>0.735%</u> （税抜 <u>0.70%</u> ）	年率 <u>0.105%</u> （税抜 <u>0.10%</u> ）

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に 対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% （税抜0.73%）	年率0.756% （税抜0.70%）	年率0.108% （税抜0.10%）

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

<訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6524%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に 対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% （税抜0.73%）	年率0.756% （税抜0.70%）	年率0.108% （税抜0.10%）

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（4）その他の手数料等

2 監査費用を信託財産で負担します。

<訂正前>

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%*（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円*（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.0216%を乗じて得た額（ただし、年間324万円を上限とします。）を当該監査費用とみなします。

<訂正後>

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（5）課税上の取扱い

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針（5）課税上の取扱いについて、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年4月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*となり。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

* 平成49年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*1を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*2となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*2の税率で源泉徴収されます。

* 1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

* 2 平成49年12月31日までの税率です。

（八）買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、前記（ロ）一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(二) 損益通算について

公募株式投資信託*1（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*2の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

買取請求の場合については、販売会社にお問い合わせください。

* 平成49年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

（平成26年4月10日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	56,028,771	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	80,833	0.14
合計(純資産総額)		55,947,938	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」です（以下同じ）。

(参考) JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成26年4月10日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	12,636,086,400	94.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	689,343,676	5.17
合計(純資産総額)		13,325,430,076	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年4月10日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド	55,103,040	1.0397	57,290,631	1.0168	56,028,771	100.14

(参考) JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(平成26年4月10日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	139,600	3,317.38	463,106,248	3,645.00	508,842,000	3.82
2	日本	株式	新生銀行	銀行業	2,472,000	214.72	530,795,290	192.00	474,624,000	3.56
3	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	228,500	1,463.99	334,521,715	1,437.00	328,354,500	2.46
4	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	58,700	5,560.03	326,374,268	5,400.00	316,980,000	2.38
5	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	624,100	600.85	374,993,208	477.00	297,695,700	2.23
6	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	787,000	389.10	306,226,972	358.00	281,746,000	2.11
7	日本	株式	旭ダイヤモンド工業	機械	214,200	1,332.72	285,470,530	1,306.00	279,745,200	2.10
8	日本	株式	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	207,500	1,417.71	294,176,354	1,271.00	263,732,500	1.98
9	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	120,600	2,210.35	266,569,288	2,181.00	263,028,600	1.97
10	日本	株式	ローム	電気機器	56,400	5,008.42	282,475,188	4,620.00	260,568,000	1.96
11	日本	株式	日本電産	電気機器	43,600	5,776.74	251,865,864	5,844.00	254,798,400	1.91
12	日本	株式	UACJ	非鉄金属	666,000	398.51	265,414,067	382.00	254,412,000	1.91
13	日本	株式	THK	機械	106,400	2,280.38	242,633,014	2,184.00	232,377,600	1.74
14	日本	株式	マツダ	輸送用機器	508,000	416.00	211,328,000	448.00	227,584,000	1.71

15	日本	株式	サンフロンティア不動産	不動産業	188,900	1,176.94	222,323,966	1,179.00	222,713,100	1.67
16	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	94,700	2,284.84	216,374,434	2,326.00	220,272,200	1.65
17	日本	株式	大和工業	鉄鋼	68,700	2,956.84	203,134,908	3,145.00	216,061,500	1.62
18	日本	株式	新明和工業	輸送用機器	223,000	805.00	179,515,000	933.00	208,059,000	1.56
19	日本	株式	エムスリー	サービス業	124,700	1,404.58	175,151,126	1,619.00	201,889,300	1.52
20	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	347,000	626.90	217,534,300	578.00	200,566,000	1.51
21	日本	株式	大林組	建設業	327,000	579.05	189,352,594	598.00	195,546,000	1.47
22	日本	株式	朝日インテック	精密機器	50,600	3,020.00	152,812,000	3,860.00	195,316,000	1.47
23	日本	株式	東急不動産ホールディングス	不動産業	255,500	910.69	232,681,499	757.00	193,413,500	1.45
24	日本	株式	澁谷工業	機械	74,600	1,840.60	137,308,760	2,579.00	192,393,400	1.44
25	日本	株式	コロブラ	情報・通信業	72,000	2,681.21	193,047,537	2,602.00	187,344,000	1.41
26	日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	221,000	950.12	209,977,479	840.00	185,640,000	1.39
27	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	40,500	4,786.32	193,845,960	4,570.00	185,085,000	1.39
28	日本	株式	日本電気	電気機器	619,000	313.63	194,140,284	293.00	181,367,000	1.36
29	日本	株式	ナブテスコ	機械	78,500	2,341.92	183,841,339	2,233.00	175,290,500	1.32
30	日本	株式	パーク24	不動産業	82,900	1,753.11	145,333,245	1,877.00	155,603,300	1.17

種類別および業種別投資比率

(平成26年4月10日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.14

(参考) JPM 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(平成26年4月10日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	5.63
		食料品	0.74
		化学	1.73
		医薬品	0.44

	ガラス・土石製品	3.26
	鉄鋼	2.11
	非鉄金属	5.77
	金属製品	1.37
	機械	8.12
	電気機器	11.35
	輸送用機器	6.66
	精密機器	2.15
	その他製品	3.00
	情報・通信業	6.99
	卸売業	2.91
	小売業	6.72
	銀行業	4.07
	証券、商品先物取引業	1.11
	保険業	0.32
	その他金融業	3.08
	不動産業	6.81
	サービス業	10.49
合計		94.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年4月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成17年9月12日)	1	1	1.0821	1.0821
2期	(平成18年9月11日)	727	727	1.2386	1.2386
3期	(平成19年9月10日)	1,303	1,303	1.0323	1.0323
4期	(平成20年9月10日)	631	631	0.6136	0.6136
5期	(平成21年9月10日)	263	263	0.5403	0.5403
6期	(平成22年9月10日)	119	119	0.4427	0.4427
7期	(平成23年9月12日)	73	73	0.4514	0.4514
8期	(平成24年9月10日)	50	50	0.4497	0.4497

9 期	(平成25年 9 月10日)	76	76	0.8314	0.8314
	平成25年 4 月末日	81	-	0.7973	-
	平成25年 5 月末日	78	-	0.7885	-
	平成25年 6 月末日	74	-	0.7737	-
	平成25年 7 月末日	75	-	0.7988	-
	平成25年 8 月末日	70	-	0.7719	-
	平成25年 9 月末日	76	-	0.8695	-
	平成25年10月末日	74	-	0.8577	-
	平成25年11月末日	69	-	0.8939	-
	平成25年12月末日	65	-	0.9351	-
	平成26年 1 月末日	63	-	0.9046	-
	平成26年 2 月末日	60	-	0.8614	-
	平成26年 3 月末日	58	-	0.8431	-
	平成26年 4 月10日	55	-	0.8054	-

分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期（中間期）	0.0000

収益率の推移

期	収益率（％）
1期	8.2
2期	14.5
3期	16.7
4期	40.6
5期	11.9
6期	18.1
7期	2.0
8期	0.4
9期	84.9
10期（中間期）	4.9

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	1,134,701	-	1,134,701
2期	596,011,454	9,602,242	587,543,913
3期	917,965,376	242,790,507	1,262,718,782
4期	304,559,642	538,415,442	1,028,862,982
5期	22,397,208	564,432,356	486,827,834
6期	-	216,610,422	270,217,412

7期	-	106,941,319	163,276,093
8期	-	50,415,438	112,860,655
9期	-	21,419,109	91,441,546
10期(中間期)	-	21,819,971	69,621,575

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

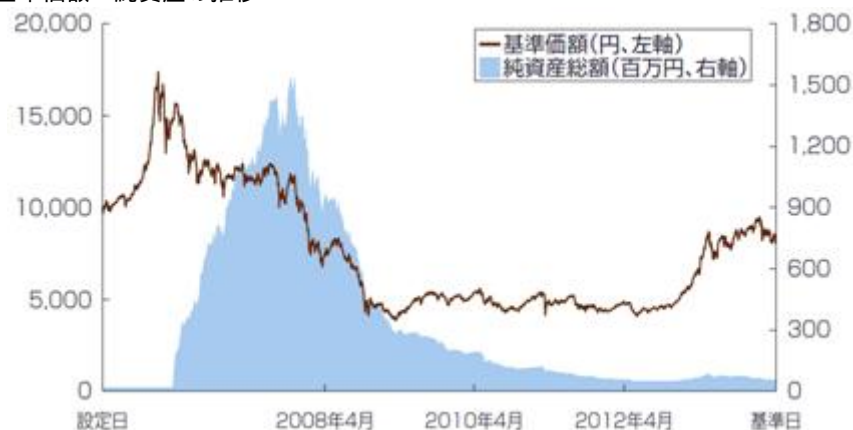
(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年4月10日	設定日	2005年4月18日
純資産総額	55百万円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
5期	2009年9月	0
6期	2010年9月	0
7期	2011年9月	0
8期	2012年9月	0
9期	2013年9月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

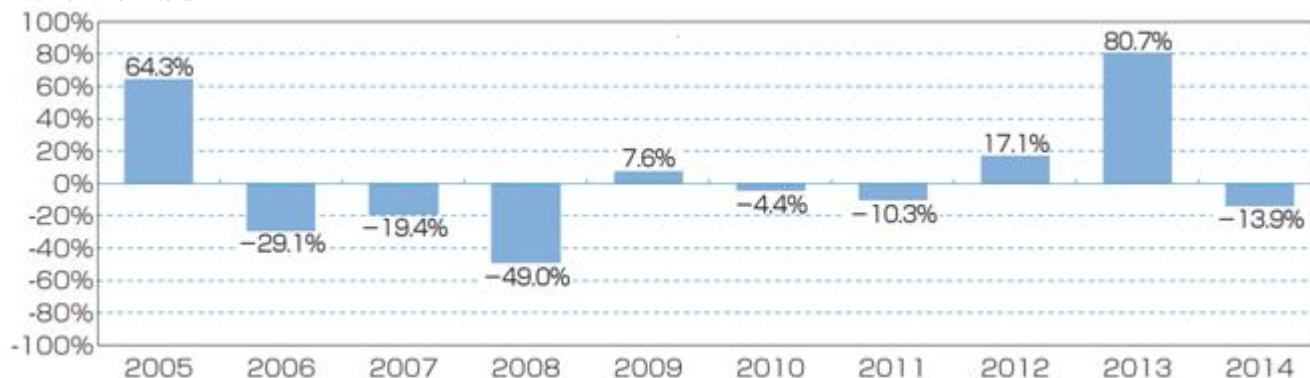
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	サイバーエージェント	サービス業	3.8%
2	新生銀行	銀行業	3.6%
3	住友電気工業	非鉄金属	2.5%
4	エイチ・アイ・エス	サービス業	2.4%
5	ヤフー	情報・通信業	2.2%
6	太平洋セメント	ガラス・土石製品	2.1%
7	旭ダイヤモンド工業	機械	2.1%
8	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	2.0%
9	バンダイナムコホールディングス	その他製品	2.0%
10	ローム	電気機器	2.0%

業種別構成状況

業種	投資比率
電気機器	11.3%
サービス業	10.5%
機械	8.1%
情報・通信業	7.0%
不動産業	6.8%
その他	51.2%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2005年の年間収益率は設定日から年末営業日、2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年4月10日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、「JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成24年9月11日から平成25年9月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年12月10日付けで当ファンドの名称は「JF中小型株・アクティブ・ポートフォリオ」から「JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ」に、マザーファンドの名称は「JF中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」から「JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」に変更します。

<訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成24年9月11日から平成25年9月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成25年9月11日から平成26年3月10日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年12月10日付けで当ファンドの名称は「JF中小型株・アクティブ・ポートフォリオ」から「JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ」に、マザーファンドの名称は「JF中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」から「JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」に変更しました。

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1財務諸表について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成26年3月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	61,294,856
流動資産合計	61,294,856
資産合計	61,294,856
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	35,733
未払委託者報酬	510,935
その他未払費用	7,084
流動負債合計	553,752
負債合計	553,752
純資産の部	
元本等	
元本	¹ 69,621,575
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	² 8,880,471
(分配準備積立金)	907,975
元本等合計	60,741,104
純資産合計	60,741,104
負債純資産合計	61,294,856

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日)
営業収益	
有価証券売買等損益	4,499,304
営業収益合計	4,499,304
営業費用	
受託者報酬	35,733
委託者報酬	510,935
その他費用	7,084
営業費用合計	553,752
営業利益	3,945,552
経常利益	3,945,552
中間純利益	3,945,552
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,090,542
期首剰余金又は期首欠損金 ()	15,413,547
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,678,066
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,678,066
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	8,880,471

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成26年3月10日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額 および期中解約元本額	
期首元本額	91,441,546円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	21,819,971円
2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は8,880,471円であります。
受益権の総数	69,621,575口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8724円 (8,724円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価 およびその差額	中間貸借対照表計上額は当中間計算期間末の時価で計上しているため、その 差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似し ていることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、 一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価 額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成25年9月10日現在)	(平成26年3月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		334,872,334	964,126,077
株式		13,532,682,700	14,097,006,300
投資証券		244,011,600	-
未収入金		374,484,977	20,100,938
未収配当金		9,013,203	7,362,250
未収利息		275	792
流動資産合計		14,495,065,089	15,088,596,357
資産合計		14,495,065,089	15,088,596,357
負債の部			
流動負債			
未払金		670,850,742	420,334,014
未払解約金		38,102,669	11,631,764
流動負債合計		708,953,411	431,965,778
負債合計		708,953,411	431,965,778
純資産の部			
元本等			
元本	1	13,259,198,504	13,325,187,958
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		526,913,174	1,331,442,621
元本等合計		13,786,111,678	14,656,630,579
純資産合計		13,786,111,678	14,656,630,579
負債純資産合計		14,495,065,089	15,088,596,357

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年 9月10日現在)	(平成26年 3月10日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	4,055,810,635円	13,259,198,504円
期中追加設定元本額	12,266,060,882円	3,897,994,245円
期中解約元本額	3,062,673,013円	3,832,004,791円
元本の内訳（注）		
J P M 中小型株・アクティブ・オープン	12,155,717,764円	12,280,066,090円
J P M 日本中小型株ファンド	872,827,045円	865,583,541円
J P M 中小型株・アクティブ・ポートフォリオ	73,719,783円	55,727,663円
J P M F O F s 用中小型株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	156,933,912円	123,810,664円
合計	13,259,198,504円	13,325,187,958円
受益権の総数	13,259,198,504口	13,325,187,958口
1口当たりの純資産額	1.0397円	1.0999円
（1万口当たりの純資産額）	（10,397円）	（10,999円）

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	各期末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

（平成26年4月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	56,030,677	円
負債総額	82,739	円
純資産総額(-)	55,947,938	円
発行済口数	69,468,674	口
1口当たり純資産額(/)	0.8054	円

（参考）J P M中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成26年4月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	13,741,867,816	円
負債総額	416,437,740	円
純資産総額(-)	13,325,430,076	円
発行済口数	13,105,009,381	口
1口当たり純資産額(/)	1.0168	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成25年10月末現在）

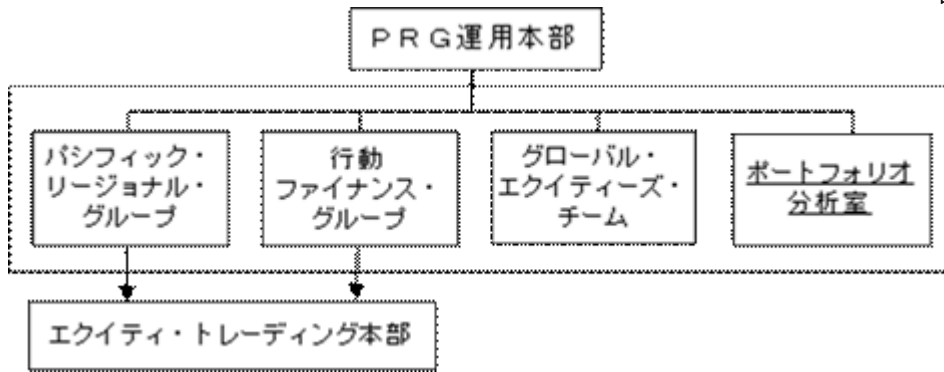
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）P R G運用本部



(a) ~ (f) (略)

(g) ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)・(d)のグループにその結果を提供します。

(略)

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成26年4月末現在）

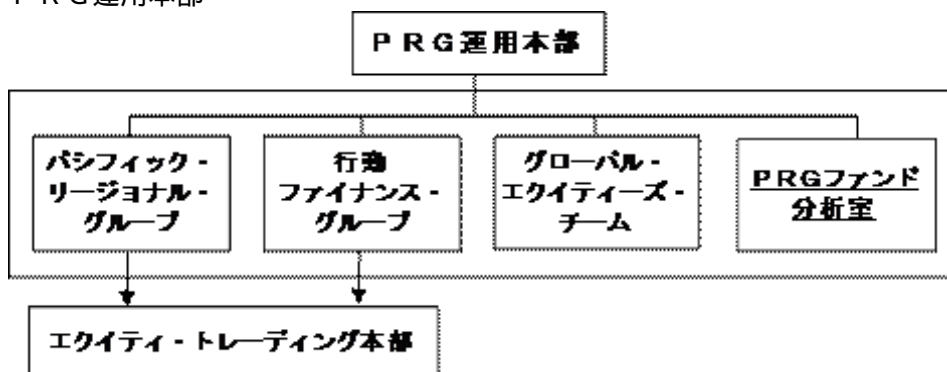
(略)

会社の意思決定機構

(略)

投資運用の意思決定機構

(イ) PRG運用本部



(a) ~ (f) (略)

(g) PRGファンド分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)・(d)のグループにその結果を提供します。

(略)

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成26年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年10月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	74	948,153
公募単位型株式投資信託	4	29,178
公募追加型債券投資信託	2	474,228
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	658,560
総合計	142	2,110,119
親投資信託	64	-

（注）百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	937,904
公募単位型株式投資信託	4	18,017
公募追加型債券投資信託	2	430,765
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	878,459
総合計	140	2,265,145
親投資信託	64	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第24期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,164,400	
有価証券			6,111,656	
前払費用			51,655	
未収入金			94,274	
未収委託者報酬			3,955,580	
未収収益			2,976,612	
関係会社短期貸付金			1,045,000	
繰延税金資産			512,087	
その他			6,968	
流動資産計			17,918,235	93.6
固定資産				
投資その他の資産			1,232,631	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		818,880		
長期預け金		189,700		
敷金保証金		41,117		
繰延税金資産		90,113		
その他		32,819		
固定資産計			1,232,631	6.4
資産合計			19,150,866	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			90,916	
未払金			2,932,829	
未払手数料		1,955,744		
その他未払金	1	977,084		
未払費用			967,798	
未払法人税等			992,730	
賞与引当金			781,817	
流動負債計			5,766,092	30.1
固定負債				
長期未払金			180,667	
賞与引当金			443,661	
役員賞与引当金			133,047	
退職給付引当金			3,907	
固定負債計			761,284	4.0
負債合計			6,527,377	34.1

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			9,393,785	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		9,360,109		
株主資本計			12,611,785	65.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			11,703	
評価・換算差額等計			11,703	0.1
純資産合計			12,623,489	65.9
負債・純資産合計			19,150,866	100.0

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,122,260	
運用受託報酬			3,667,881	
業務受託報酬			1,085,851	
その他			88,202	
営業収益計			12,964,196	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,861,719	
支払手数料		3,737,334		
調査費		1,613,857		
その他営業費用		510,528		
一般管理費			4,863,141	
営業費用・一般管理費計			10,724,861	82.7
営業利益			2,239,334	17.3
営業外収益	1	12,244		
営業外収益計			12,244	0.1
営業外費用	2	166,350		
営業外費用計			166,350	1.3
経常利益			2,085,229	16.1
税引前中間純利益			2,085,229	16.1
法人税、住民税及び事業税			973,592	7.5
法人税等調整額			260,821	2.0
中間純利益			1,372,457	10.6

重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 3,187 受取配当金 1,407	
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) 事務処理損失 153,469	

（リース取引関係）

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	545,335	千円
1年超	857,548	千円
合計	1,402,883	千円

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,164,400	3,164,400	-
(2) 有価証券	6,111,656	6,111,656	-
(3) 未収委託者報酬	3,955,580	3,955,580	-
(4) 未収収益	2,976,612	2,976,612	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,045,000	1,045,000	-
(6) 投資有価証券	818,880	818,880	-
(7) 長期預け金	189,700	189,168	532
資産計	18,261,830	18,261,298	532
(1) 未払手数料	1,955,744	1,955,744	-
(2) その他未払金	977,084	977,084	-
(3) 未払費用	967,798	967,798	-
(4) 長期未払金	180,667	180,160	506
負債計	4,081,295	4,080,788	506

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によりしております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末(平成25年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	818,880	800,000	18,880

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 6,111,656千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第24期中間会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,122,260	3,667,881	1,085,851	88,202	12,964,196

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,714,778	2,249,418	12,964,196

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間 （自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日）	
1株当たり純資産額	224,357円75銭
1株当たり中間純利益金額	24,392円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,372,457千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,372,457千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

<訂正前>

名 称 みずほ信託銀行株式会社
 資本金の額 247,369百万円（平成25年3月末現在）
 （以下略）

<訂正後>

名 称 みずほ信託銀行株式会社
 資本金の額 247,369百万円（平成25年9月末現在）
 （以下略）

(2) 販売会社

原届出書の第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容

(2) 販売会社について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

	名 称	資本金の額	事業の内容
1	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 （平成25年9月末現在）	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年4月23日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオ（旧ファンド名 JF中小型株・アクティブ・ポートフォリオ）の平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPM中小型株・アクティブ・ポートフォリオの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

JPM Morgan Asset Management株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。